

新	旧
秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用 秋田県週休2日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 要綱第2条関係（定義） 1 要綱第2条（3）の「作業」には、現場事務所等での当該モデル工事に係る事務作業を含む。 2 要綱第2条（5）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 ①～④（略） 要綱第3条関係（休日） 1 （略） （削除） 2 （略） 要綱第4条関係（モデル工事の指定等）～要綱第6条関係（工期変更） （略） 要綱第7条関係（工事費の積算） （土木工事における工事費の積算） 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）発注者指定型の場合 ①発注時 4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乘じるものとする。 ②精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。 （2）受注者希望型の場合 ①（略） ②精算変更時 工期内において4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、達成状況に応じて補正する。 （3）土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。 （表略） （4）土木工事における市場単価の補正係数は別表2による。 （表略）	秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用 秋田県週休二日制モデル工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 要綱第2条関係（定義） 1 要綱第2条第3号の「作業」には、現場事務所等での当該モデル工事に係る事務作業を含む。 2 要綱第2条第5号の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。 ①～④（略） 要綱第3条関係（休日） 1 （略） 2 発注者は、現場代理人が押印した勤務状況確認表を提出させるものとする。 3 （略） 要綱第4条関係（モデル工事の指定等）～要綱第6条関係（工期変更） （略） 要綱第7条関係（工事費の積算） （土木工事における工事費の積算） 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）発注者指定型の場合 ①発注時 当面の間、受注者希望型と同様の扱いとする。 ②工事完成時 現場閉所の達成状況を確認後、次に掲げる補正係数を乗じるものとする。 （2）受注者希望型の場合 ①（略） ②工事完成時 工期内において週休二日相当の現場閉所を達成した場合は、発注者指定型と同様に閉所状況に応じて補正する。 （3）追加 （4）追加

（港湾工事における工事費の積算） （削除） 2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）受注者希望型のみを対象とする。 ①発注時 （略） ②精算変更時 工期内において4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、別表3の補正係数を乗じるものとする。 （削除） （2） 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。 経費のイメージ <table> <tr> <th>直接工事費</th><th>間接工事費</th></tr> <tr> <td>①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正）</td><td>①>②：港湾基準の間接費率</td></tr> <tr> <td>②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）</td><td>①<②：土木基準の間接費率</td></tr> </table> （3） 4週8休以上の現場閉所を達成した場合、港湾工事市場単価を適用する工事について、港湾工事市場単価工種毎に設定された、別表4の補正係数を、標準市場単価（施工規模等補正後）に乘じるものとする。 （空港土木請負積算基準を適用する工事における工事費の積算） （削除） （削除） 3 （略） （1）受注者希望型のみを対象とする。また、維持工事は対象外とする。 ①（略） ②精算変更時 工期内において4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、閉所状況に応じて別表5の補正係数を乗じるものとする。 （2） （略） 要綱第9条関係（その他） 1 （略） 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 3～5 （略） 附 則 この運用は、平成29年5月30日から施行する。	直接工事費	間接工事費	①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①>②：港湾基準の間接費率	②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①<②：土木基準の間接費率	（港湾工事における工事費の積算） 1 受注者希望型のみを対象とする。 2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （追加） ①発注時 （略） ②工事完成時 工期内において4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、次に掲げる補正係数を乗じるものとする。 ※ 港湾土木請負工事積算基準を適用する労務費について、高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員及び潜水連絡員（以下、「港湾5職種」という。）については、補正対象外とする。 3 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。 経費のイメージ <table> <tr> <th>直接工事費</th><th>間接工事費</th></tr> <tr> <td>①港湾基準の工種（労務費の_____補正）</td><td>①>②：港湾基準の間接費率 補正なし</td></tr> <tr> <td>②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）</td><td>①<②：土木基準の間接費率 補正あり</td></tr> </table> 4 4週8休以上の現場閉所を達成した場合、港湾工事市場単価を適用する工事について、港湾工事市場単価工種毎に設定された、次表における補正係数を、標準市場単価（施工規模等補正後）に乘じるものとする。ただし、港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない。 （表略） （空港土木請負積算基準を適用する工事における工事費の積算） 1 受注者希望型のみを対象とする。 2 維持工事は対象外とする。 3 （略） （追加） ①（略） ②工事完成時 工期内において週休二日相当の現場閉所を達成した場合は、閉所状況に応じて次に掲げる補正係数を乗じるものとする。 （表略） 4 （略） 要綱9条関係（その他） 1 （略） 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、完全週休二日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。 3～5 （略） 附 則 この運用は、平成29年5月30日から施行する。	直接工事費	間接工事費	①港湾基準の工種（労務費の_____補正）	①>②：港湾基準の間接費率 補正なし	②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①<②：土木基準の間接費率 補正あり
直接工事費	間接工事費												
①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①>②：港湾基準の間接費率												
②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①<②：土木基準の間接費率												
直接工事費	間接工事費												
①港湾基準の工種（労務費の_____補正）	①>②：港湾基準の間接費率 補正なし												
②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正）	①<②：土木基準の間接費率 補正あり												

附 則（平成３０年３月２７日技管－９９７ 一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附 則（平成３０年１０月１５日技管－５１４ 一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６９ 一部改正） この運用は、令和元年７月１日から施行する。 附 則（令和２年３月１３日技管－７３３ 一部改正） １ この運用は、令和２年４月１日から施行する。 ２ この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に係る建設部運用の規定は、令和２年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和２年９月８日技管－２９９ 一部改正） １ この運用は、令和２年１０月１日から施行する。 ２ この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に係る建設部運用の規定は、令和２年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和３年３月１１日技管－５８４ 一部改正） この運用は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和３年６月７日技管－１６１ 一部改正） この運用は、令和３年７月１日から施行する。 <u>附 則（令和３年９月９日技管－３４１ 一部改正）</u> <u>この運用は、令和３年１０月１日から施行する。</u>	附 則（平成３０年３月２７日技管－９９７ 一部改正） この運用は、平成３０年３月２７日から施行する。 附 則（平成３０年１０月１５日技管－５１４ 一部改正） この運用は、平成３０年１０月１５日から施行する。 附 則（令和元年６月７日技管－１６９ 一部改正） この運用は、令和元年７月１日から施行する。 附 則（令和２年３月１３日技管－７３３ 一部改正） １ この運用は、令和２年４月１日から施行する。 ２ この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に係る建設部運用の規定は、令和２年４月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和２年９月８日技管－２９９ 一部改正） １ この運用は、令和２年１０月１日から施行する。 ２ この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に係る建設部運用の規定は、令和２年１０月１日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。 附 則（令和３年３月１１日技管－５８４ 一部改正） この運用は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和３年６月７日技管－１６１ 一部改正） この運用は、令和３年７月１日から施行する。 _____ _____
--	---

別紙 2

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	条件	内容
週休2日制モデル工事の対象	●発注者指定型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・モデル工事の実施については、「秋田県週休2日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
	●受注者希望型	

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他

その他条件 (週休2日制モデル工事)	●発注者指定型	(発注者指定型) ・その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 ・ 工期において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4週6休に満たない場合は補正は行いません。
	●受注者希望型	

別紙 3

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）
現場代理人 ▲▲ ▲▲
専任の監理(主任)技術者 △△ △△

工事名： 工期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4月分	氏名	月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
振替日																																
工期内日数																																
現場閉所を実施した日数																																
完全週休2日達成できた週																																

○ モデル工事の作業日
● 他工事の作業日
休 休暇日

休日（赤字は祝日）
事前協議済みの振替休日
対象外期間

別紙 2

特記仕様書

第1編 共通編
第1章 総則

項目(節)	条件	内容
週休2日制モデル工事の対象	●発注者指定型	(発注者指定型、受注者希望型：共通事項) ・モデル工事の実施については、「秋田県週休2日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週休2日制モデル工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
	●受注者希望型	

第2編 現場説明事項
第1章 条件明示

10 その他

その他条件 (週休2日制モデル工事)	●発注者指定型	(発注者指定型) ・その他の条件は次のとおりです。 ・ <u>当面の間、発注時は、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とします。</u> ・ <u>工事完成時、工期において週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、現場閉所の達成状況に応じて設計変更時に労務費及び機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費に補正を実施します。</u>
	●受注者希望型	

別紙 3

勤務状況確認表

会社名 ○○建設（株）
現場代理人 ▲▲ ▲▲ 印
専任の監理(主任)技術者 △△ △△ 印

工事名： 工期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4月分	氏名	月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
11																																
12																																
13																																
14																																
15																																
16																																
振替日																																
工期内日数																																
現場閉所を実施した日数																																
完全週休二日達成できた週																																

○ モデル工事の作業日
● 他工事の作業日
休 休暇日

休日（赤字は祝日）
事前協議済みの振替休日
対象外期間

4